

令和6年度 第13期

---

事業計画

公益財団法人四万十公社

四万十公社第13期（令和6年度）事業計画  
（自 令和6年4月1日 ～至 令和7年3月31日）

事業方針

公益財団法人四万十公社は公社が掲げる理念に沿って、四万十町ケーブルネットワーク、窪川四万十会館及び四万十緑林公園の各指定管理業務において、IT技術を先進的に活用し効果的かつ効率的に業務を行います。その上で、利用者等に対して適切なサービスを提供し品質の向上を常に考えます。

地域資源を最大限活用し、放送・通信はもとより地域協働事業等を通じて芸術や文化の分野に寄与するほか、地域活性化を目指した地域連携を推進します。

また、環境の変化や生活スタイルの多様化などに合わせた暮らしの質の向上につながるサービスや四万十町の皆様が求める多彩なコンテンツを提供し続けます。

このほか、激甚化する災害に備え防災・減災情報を提供できる体制を構築しきめ細かな情報提供に努めます。

そして、デジタル町を目指し、地域浸透メディアとしての番組制作や各事業を通じて、SDGs（持続可能な開発目標）の認知度向上に尽力し、環境保全の観点も大切に地域のみなさまと共に持続可能な社会の実現に貢献していきます。

公益財団法人四万十公社 令和6年度ビジョン

- (1) 機器や技能に関係なく「いつでも」「どこでも」「だれもが」情報を利用出来るよう地域のデジタルデバイドの解消
- (2) リアルとバーチャル双方向のつながりの創出と、IT技術・知識の提供、地域のITリテラシー向上・DX化に向けたデジタル人材の育成を目指す
- (3) デジタル技術を活用した地域の伝統文化、風習、歴史の継承
- (4) 信頼性の高いサービスを提供し安全・安心な暮らしに貢献
- (5) 子どもから大人までの学びを支援する教養、趣味、生涯学習などのコンテンツ充実
- (6) 地域間の交流・連携を図り新しく学ぶ場や芸術文化に触れる機会の創出
- (7) 防災・減災に向けた体制強化
- (8) 四万十の開放感がもたらす「くつろぎ」と「癒し」を活用した魅力的なまちづくり
- (9) 技術進歩に遅れず常に安定性と信頼性を担保し質の高い企画提案で経営基盤を強化し災害にも対応出来る体制の構築
- (10) 倫理性・専門性・先進性を発揮し、地域社会が将来にわたって豊かでありつづけるために、事業活動を通じて様々な活動に積極的に取り組む

公社全体に共通する10のビジョンを各職員が意識し、地域社会の健全な発展、文化活動及び芸術の振興に寄与します。そして、放送や通信の安定供給に努め、「最新の伝える工夫」に情熱を注ぎ、人から人へと情報を繋ぐ媒体としての役目を果たします。

また、使命感と情熱を持ち、地域への寄り添いを大切に、公社の経営資源である”人財”と”情報”を最大限に活かして、職員が地域の人々と良好な関係を築きます。そして、新たな暮らし方の提案等を通じて活力ある地域社会の創造と発展に寄与します。

## 【ケーブルテレビ事業】

令和6年度から5年間の四万十町との新たな指定管理協定に基づき四万十町ケーブルネットワーク施設（情報施設）の管理運営を行い、自主放送番組の編集等の業務を以下の基本的な考え方のもと遂行します。

### 〈基本的な考え方〉

- (1) いつでも、どこでも、だれもが活用できる地域情報基盤を整備し、町民が表現する機会を提供し、町民の知る権利が十分に尊重されることを根本原理とする。
- (2) 指定管理者及び従事する者は、放送法の目的及び放送番組の編集等に関する通則を遵守し、放送の編成及び編集の独立性を確保する。
- (3) 情報施設が、「お客さまの利用料金で運営されていること」を自覚し、経営の自立性を基本とし経営の効率化を図る。
- (4) 地域住民や利用者の意見を真摯に受け止め管理・運営に反映させる。
- (5) 情報施設の管理運営に従事する職員は、公益財団法人四万十公社の職員であることを自覚し、定款第3条の目的、公社の理念及び公社職員の行動規範により情報使命の達成に向けて貢献する。

### 〈事業概要〉

地上デジタル放送の難視聴解消、BSデジタル放送等の多チャンネルサービス、インターネット接続サービスの提供により、地域間のデジタルデバイドの解消と地域の活性化を図る。

また、ニーズに即した自主放送、文字・データ放送の提供に努め、災害時には緊急情報の発信を積極的に行い安心して安全な地域社会の実現に寄与する。そして、すべての人が分かりやすく使いやすいサービスを提供するとともに人々が感動するエンターテインメントの提供に努める。

- 施設・設備を適正に維持管理するとともに今後の更新計画を策定し、四万十町の重要インフラとしての機能確保
- 協力会社等との良好な関係を維持し大規模災害等に備えた迅速な復旧体制の構築

- 災害への対応及び体制構築に向けた災害時行動マニュアルの策定
- 光ファイバー網と各施設等を最大限に活用するため、役場の各担当課や関係団体と協力し地域のスマートシティ化に貢献し、地域 DX の担い手として社会のあらゆる課題解決を目指す
- 四万十町で起こる重要な事柄を確実に把握しその意味や価値を伝える
- 四万十町民が誇りと自信をもち「住みたい、育てたい、働きたい」と思える番組を作ることを目指す
- インターネット配信などを最大限に活用し配信者と視聴者、双方向で四万十町の魅力発信に努める
- 世代や地域を超えた繋がりを促進し地域型コミュニティーの推進を目指す
- 各種申込への対応、利用料金の収納に努め、情報を適切かつ正確に加入者管理システムへ登録し公平で公正な加入者管理に努める
- 環境負荷を低減する取り組みとして電子化によるペーパーレス化を推進する
- 「純真な眼差し」と「にこやかな顔」と「優しい言葉」でお客さまに接し、その声に耳を傾け、町民に寄り添ったサービスを提供する

## 〈主な管理業務〉

### 1. 登録有線一般放送の放送番組の提供に関する業務

---

四万十町ケーブルネットワーク施設を十分に理解・尊重した上で、放送法施行規則第134条に規定された、有線一般放送（テレビジョン放送）を遵守し四万十町民の生活を支える重要な地域インフラとなっていることを十分に認識し、常に善良な管理、施設を保全、サービス内容の拡充と適正な運営に努める。

- ・ 同時再送信に関する業務
- ・ 自主放送に関する業務
- ・ 有料放送に関する業務

## **2. 町及び公的機関の情報の提供に関する業務**

---

### 1) 行政放送

- ・番組制作の技術的支援を行う。（町広報誌や町の取り組みと連動した番組制作）
- ・主に撮影及び編集を担当する。（台本作成・番組進行は役場）
- ・町の新事業や町のニーズを把握し行政放送枠を活用した番組制作の提案をする。

### 2) 議会中継及び再放送

- ・四万十町議会CATV映像放送業務仕様書に基づき業務を遂行する。

### 3) 文字放送

- ・各団体が入力した文字放送を確認して的確に放送されるように管理する。

### 4) データ放送

- ・定期的な視聴確認を行う。（情報が正常に表示されているか）

## **3. 緊急情報の提供に関する業務**

---

四万十町役場との連携を図り安全最優先のもと少人数でもリアルタイムに情報を発信できる仕組みを構築する。

### 1) ソフト面

- ・情報の変化に注意し緊急時の原稿テンプレート等を更新する。  
（気象用語、避難レベル等）
- ・気象用語の理解など災害時の情報発信に向けた研修を実施する。
- ・L字放送の手順を全職員が把握し緊急時に備える。

### 2) ハード面

- ・放送機器の定期的なメンテナンスを行う。
- ・河川海岸監視チャンネルの映像確認を毎朝行う。
- ・四万十町役場放送室の機器の動作確認を兼ねた生放送番組に取り組む。

## **4. 町民が自主的に取り組む映像制作の支援及び表現機会の提供に関する業務**

---

町民が撮影した映像や写真を気軽に紹介できる投稿枠を確保する。

- ・定期的な講習会や意見交換会の実施（目標値：年1回以上）

## 5. 番組制作に係る取材、編集及び収録並びに番組映像の保管と公開に関する業務

コミュニティ放送の特徴を活かし、「四万十町らしさ」を感じることができる多様な番組づくりを行う。プロ意識を常に持ち魅力あるコンテンツの創造に努める。そして、地元メディアとして、四万十川流域の環境保全、芸術文化振興、農業振興、生涯学習・スポーツの推進などをキーワードに記録しデジタル情報として伝達を行う。また、情報を活用しやすい状態で公開する地域デジタルアーカイブを目指す。

### 1) 自主放送番組制作に係る業務

#### 【令和6年度の計画】

#### (1) しまんと放送室（町の話者を放送するニュース番組）

- ・地域の身近な話題を紹介する。（視聴者投稿含む）
- ・原則、週2回更新する。（月曜日・木曜日に更新 30分番組）
- ・伝言板のコーナーを確保する。（今後行われる地域イベントの紹介等）
- ・番組内に広告放送枠を確保する。

#### (2) 四万十うおっちんぐ（テーマに沿った企画番組）

- ・インタビュー構成を多くし「町民が主役」をテーマに制作する。
- ・原則、週1回更新する。（木曜日更新 15分番組）

#### (3) 特別番組等（長尺・生放送・他局番組含む）

- ・適宜、町の催しと連動した特別番組制作に取り組む。

#### (4) 他のケーブルテレビ局や放送局および専門チャンネルの番組放送

- ・町にとって有益な番組を適宜調整して放送する。（他局制作番組）
- ・県内ケーブルテレビ局と友好関係を築き情報交換や共同での番組制作に努める。

### 2) 番組映像の保管と公開に関する業務

#### (1) 番組放送後のアーカイブ

- ・放送年月日、放送内容、出演者等を後に検索できるようテキスト化して保存

#### (2) 番組のインターネット公開

- ・しまんと放送室および四万十うおっちんぐのネット公開（放送終了後1年間）

## 6. テレビ及びラジオ放送の再送信に関する業務

---

### 1) 同時再放送業務

再放送に関する申請・変更の手続き業務を行う。

- ・ FM 放送局の放送（FM 文字多重を含む）の同時再送信
- ・ 地上デジタルテレビジョン放送の同時再放送
- ・ 衛星デジタルテレビジョン放送の同時再放送
- ・ デジタル有線テレビジョン放送の同時再放送

### 2) 報告業務

放送法及び再放送同意に基づき報告業務を行う。

- ・ 放送法に基づく報告業務（総務省四国総合通信局）
- ・ 各事業者間の再放送同意に基づく報告業務
- ・ 日本ケーブルテレビ連盟への報告業務
- ・ 各著作権団体への報告業務
- ・ 番組供給事業者への報告業務

## 7. ケーブルインターネットサービス等の通信に関する業務

---

トラフィックの著しい増加（ネットワーク上で転送されるデータ量の増加）に対して状況を精査し通信品質の向上、システムの安定運用に努める。

インターネットサービスの高速化等の動向を踏まえ、設備強化を図る。（サービス向上）

### 1) 信頼の確保（通信品質向上・安定運用）

トラフィック量増大に適切に対応するため、引き続き上位回線の増強を図る。

### 2) サービスの充実

通信サービスに関する各種サポート強化でデジタルデバイドの解消を目指す。また、インターネット加入促進とインターネット加入者へのサービス等の充実を図る。

### 3) ICT 普及促進

ケーブルテレビ事業者向けの事業モデル等を参考に、外部団体の協力も得ながら通信ネットワークの有効活用に向けた方策を常に探求する。

## 8. 広告放送に関する業務

---

放送枠を確保し県域放送ではできない、ローカルさを生かした仕組みづくりに取り組む。

- ・ 生放送番組内で協賛を募る。
- ・ PR 動画の制作提案を行いプロモーション映像制作に取り組む。
- ・ ケーブルテレビの放送のみならず SNS 等と連携した広告支援に取り組む。

## **9. 情報施設の利用の承認、休止、停止等に関する業務**

---

加入者の利便性向上を第一に業務の効率化を図るとともに個人情報保護に努め重大インシデント発生を防ぐ。また、加入者の受付内容（電話・来局）を的確に記録してサービス向上に努める。（障害内容やクレームなどの記録）

- 1) 加入申込等の受理及び承認に関する業務
- 2) サービス開通に関する業務
- 3) 休止、脱退等に関する業務

## **10. 情報施設の加入に係る加入金及び利用に係る使用料等の徴収に関する業務**

---

各通則（四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例等）を遵守し、公平・公正かつ確実に使用料等の徴収を実施する。また、関係法令の改正や整備が行われた際には速やかに対応する。

- 1) 加入者管理業務
- 2) 利用者対応及び加入促進業務
- 3) 利用料の収納業務
- 4) 各種書面の交付

## **11. 情報施設の維持及び管理に関する業務**

---

町内全域に張り巡らされた光ファイバーケーブルの維持管理と中枢機能を担う窪川情報センター及び大正・十和サブセンター等の計画的な保守・点検により不具合箇所の早期発見等に努め、設備の良好な維持管理を実施する。

- 1) 放送・通信・防災設備の維持及び管理
  - (1) 経年による障害発生リスクを抑えるため、機器の更新時期を見極め導入機器の仕様について適宜担当課と協議する。  
(更新計画表への反映・機器の更新及び改修スケジュールの把握)
  - (2) 各施設・各設備の監視システムによる常時監視と定期点検、清掃及び適切な備品管理を実施する。（保守点検業務内容に基づいた定期点検）
  - (3) 音声告知放送システム及び河川監視カメラ維持及び管理を実施する。  
(保守管理業務内容に基づいた点検・管理運用)



## 2) 伝送路設備の維持及び管理

- (1) 伝送路監視システムによる常時監視を行う。
- (2) 伝送路の定期的な調査を行う。
- (3) 伝送路設備の異常発見時の対応について。
  - ・支障木を発見した際には速やかに伐採するなどの措置を行う。
  - ・大規模補修等が見込まれる場合は、町と協議のうえ対応する。

## 3) 宅内設備・引込み設備の維持及び管理

- (1) ONU(光回線終端装置)の管理システムによる常時監視を行う。
- (2) ONU(光回線終端装置)及び引込み線の現地切り分け調査・修繕を行う。
- (3) 脱退時のONU(光回線終端装置)及び引込み線の回収・管理を行う。
- (4) 安全性・確実性に重点をおきながら、迅速な対応、コスト削減を目的に宅内設備及び引込み設備の新規・移転等を直営(公社)で行う。
- (5) ONU(光回線終端装置)更新の計画・管理・交換作業を行う。

## 4) 障害発生時の対応

- (1) 平時の障害発生（通信・放送）時の対応について。
  - ・障害が発生した場合には、復旧等の作業を迅速に行う。
  - ・速やかに必要な措置を講じ、町を含む関係者に連絡し情報を共有する。
- (2) 災害発生時の障害対応（風水害・地震）について。
  - ・町の配備体制や被害状況を把握し人員体制や保守会社との連携を整える。
  - ・障害対応能力の向上のため、協力事業者との合同作業訓練等を行う。
  - ・災害時における事業継続計画（BCP）等の作成を行う。

## **1 2. 事業の広報、宣伝及び利用促進に関する業務**

---

ケーブルテレビの事業内容を宣伝し、ICT や IOT をキーワードに Wi-Fi 環境を活かしたサービスの提案等に取り組む。（放送と通信を結びつけた施設活用等）

- 1) 積極的な事業広報（SNS や ネット配信の有効活用）を実施する。
- 2) ドローンを活用した取り組みを行う。  
（町役場、消防等との連携・四万十町ドローン推進協議会活動）
- 3) 地域の伝統文化や芸術活動の継承と振興を行う。（地域デジタルアーカイブの提案）
- 4) 地域住民や各団体との連携・交流を推進する。（地域活動への参加）
  - ・施設見学の受け入れ（放送体験・ドローン操縦体験）
  - ・地元高校と連携した学校魅力化支援
  - ・地域コンテンツと情報・放送・通信を生かした体験型イベントの開催
  - ・地域活動への参加（職員と町民の良好な関係構築）

## **1 3. 放送番組審議機関に関する業務**

---

四万十町役場が開く審議会への出席及び資料作成（放送実績等）を行う。

- 1) 放送番組審議会（原則 年 2 回）

## 〈検討事項〉

四万十町の暮らしと経済を支える重要地域インフラを意識し、関係する施設及び設備を適切に管理し、加入者に寄り添いサービス内容の拡充と安定した運営に向けて、令和6年度は以下の内容を公社全体で共有し重点的に取り組む。

### 【通信・伝送路業務】

- 次世代放送通信に対応できる高品質で安定的なサービスを提供するため、計画的な設備更新に向け「CATV 機器交換計画表」の更新を随時行い重要インフラとしての機能を確保する。
- 設置から15年が経過する加入者宅 ONU(光回線終端装置)・引込線の交換
- 重要地域インフラの設備（放送・通信・防災）で障害が発生した場合、迅速な復旧を一番に考え対応する人員や設備体制の強化（損害を最小限に抑え早期に復旧させ事業継続を図る）
- 災害などの緊急時でも施設の機能を維持し、サービス提供が出来るように平常時から備え、各業務の運用レベルを早期に災害前の状態に近づける体制の構築に取り組む
- ICT・DX・Wi-Fi 環境に関して放送と通信を結びつけて支援できるよう、情報提供を行い具体的な活用方法の提案に取り組む
- 町民の情報リテラシー(活用能力)の向上を目指す取り組みの推進に資することを目的として、放送及び通信を利用した情報提供、出前講座の開催等、具体的な取り組みを行う
- 既存の伝送路設備の敷設状況、技術基準適合性の確保、土地等の使用に関する占用許可の整理に取り組む

### 【顧客管理業務】

- 個人情報の保護とセキュリティの向上に取り組む
- 加入者管理システムに登録されている情報の更新や変更を正確に実施し公平・公正な加入者管理およびサービス提供に取り組む

- 利用料で運営する施設であることを加入者に理解してもらい約款等の規則に基づき徴収業務に取り組む
- 生活において放送通信が災害時の緊急放送などの重要な役割を担うものであることを認識したうえで停波処理を慎重に行う
- ケーブルテレビの存在価値を職員で共有し、情報の発信や人々の交流をより図るために新規加入の促進に取り組む

### 【コンテンツ制作及び地域情報センター業務】

- 災害発生時に必要な情報を町民に提供できるように計画を立てて訓練を実施し、防災・減災啓発番組の放送に取り組む
- 地域メディアが持つ音・映像・画像・文字・言葉・ネットワークでSDGsの認知度向上を目指す
- 地元高校生を起用した新たな動画コンテンツ制作
- 質の高い映像コンテンツの制作および提供に取り組む
- 「地域メディア」としての価値を発揮し、映像コンテンツと通信を活用した観光振興、地域活性化、地産地消、地産外商の発信、ふるさとCM動画制作に取り組む
- SNSを活用した情報発信では施設見学が可能なことなどの情報も発信する
- 県内外のケーブルテレビ局と良好な関係を構築・維持し、職員同士の情報交換や交流を通じて各技術の向上と業務の効率化に取り組む
- 地域情報の資料・史料の地域デジタルアーカイブ化に取り組む
- 地域資料の保存（地域デジタルアーカイブ）とともに、活用されやすい状態で公開することを目指す。データの永続的保全、権利処理、オープン性、運用コスト、等の課題解決し収録コンテンツを公開する
  - ・「しまんとデジタルミュージアム（仮称）」

## 【会館・公園事業】

窪川四万十会館及び四万十緑林公園は、四万十町との指定管理協定に基づき文化ホール・多目的室、公園、駐車場などの施設の管理運営を行い、町民の芸術・文化事業の推進と町民や利用者にとって快適な空間である施設となるよう以下の基本的な考え方のもと業務を遂行します。

- (1) 誰もが心地よく施設を利用でき、より良い芸術・文化活動を行える場所を提供することで、地域及び文化の活性化につなげることを根本原理とする
- (2) より多くの町民が幅広く利用出来るように利用者の目線で「使いやすさ」を追求するとともに「公平性」を確保した上で柔軟な管理運用を図る
- (3) 施設や設備の役割を正確に把握し、安全で適切な管理業務を行い、町民や利用者に寄りそった優しい接遇に努める
- (4) 学校等と連携し、協働して文化芸術の視点でまちづくりの推進に努める
- (5) いまの暮らしに、心の豊かさや生きがいを醸成し、次世代に夢と希望を与えることができる芸術・文化の提供をもって活力ある地域社会実現に向けて取り組む

## 〈主な管理業務〉

### 1. 地域住民や利用者の意見を真摯に受け止めて管理・運営に反映

---

- (1) 利用状況の把握と利用者意見の収集
  - ・利用者アンケートの実施（町民の声を取り入れた運営に努める）
- (2) 利用状況の把握および来園、来館者の集計

### 2. 効率的な運営

---

- (1) 施設・設備の維持管理
  - ・施設内の巡視および設備の定期的な点検
  - ・特殊設備の点検（専門業者との連携）
  - ・施設内の美化（美観の維持に努める）
  - ・改修計画

(2) 施設貸与の業務

- ・施設内の諸室を条例に基づき貸し出す
- ・利用者目線で使いやすさを追求する
- ・公平性を確保した管理運営

(3) 施設の利用促進

- ・積極的な営業活動（施設の利用促進・収入増加を目指す）
- ・より有益な施設活用方法の提案
- ・あらゆる人々が文化芸術に親しむことができる環境づくり
- ・地域活性化の視点での運営
- ・最先端の技術・ノウハウで演出等のアドバイス・提案を行う（文化活動の推進）
- ・施設のPR（プロモーション）を動画等、活用しながら積極的に行う

(4) 利用者の安全への業務

- ・災害や防犯を意識した危機管理力の向上
- ・危機管理ハンドブックやマニュアルの策定及び周知
- ・緊急連絡網の整備及び情報共有方法の見直し
- ・避難訓練やAED利用に関する研修会等の実施

(5) 個人情報保護

- ・四万十町個人情報の保護に関する法律施行条例や関係法令を遵守して個人情報を取り扱う

(6) その他の管理運営に関して必要な業務

- ・各種研修会等を計画して職員の技術向上を図る
- ・文化芸術の情報発信基地として情報収集を行う  
（県内外で行われる催しのチラシ・ポスターなどの設置）
- ・SNSを活用した情報発信及び文化活動関係者との交流

### **3. 管理運営費の削減に努める**

---

事業の目的・業務内容を整理し管理運営費の削減と環境負荷軽減に努める。

- (1) 省エネの推進
- (2) 補助金や助成金の獲得
- (3) 事務の効率化等（経費削減）

#### 4. 誰もが文化芸術に触れられる自主事業の実施

---

地域文化施設に求められている機能（事業）である、町民の生涯学習の場であることを意識し、利用者一人ひとりの可能性やチャンスを最大限引き出せるよう、気軽に文化・芸術活動を発表できる場の提供に努める。

また、地域の未来を担う子どもたちを楽しく育てられる場として、気軽に文化や芸術に触れられる環境を構築するほか、スポーツや音楽・芸術活動など様々な分野で、それぞれの夢を叶えられる場所の提供を目指す。

- (1) 文化芸術を鑑賞・体験する機会の提供
- (2) アーティスト活躍支援
- (3) 文化人材育成（文化芸術の担い手育成）
- (4) 文化普及啓発
- (5) 子どもの健やかな育ち促進（男女が協働する子育てを支援）
- (6) 四万十町にしかない独自の文化コンテンツ(地元の魅力発信)
- (7) 郷土芸能等の継承に取り組む
- (8) 有形・無形の芸術や文化を残し活かす(地域デジタルアーカイブ)
- (9) 各団体と連携を図り、交流の輪を広げる  
(地域連携事業他、関係機関等と連携した取り組みを行う)
- (10) 多様な交流を促す生涯学習エリアの提供

地域住民が主体となって活動できるイベントやワークショップなど、多様なジャンルの事業を実施し、質の高い学びの機会を提供する文化芸術の発信・活動拠点として事業に取り組む。また、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け、各種イベントと連携した取り組みを実施する。

## 〈検討事項〉

文化振興を担う拠点として利用需要の変化に対応しながら積極的に事業展開やサービス向上に取り組む。具体的には、文化活動を発表する場を設けたり文化作品を快適に鑑賞したりする環境づくりを想定している。

そして、地域の人々が主体的に文化芸術活動を行えるように利用者のニーズを常に把握して課題を整理し解決に向けて公社全体で重点的に取り組む。

### ➤ 公園・会館の持続的な維持管理

安全性の確保や長寿命化の観点から社会的な要求水準を確保する為、以下の項目について留意し費用対効果を検討する。

大項目	中項目
安全性	メンテナンス、耐震、防災、防犯
機能性	利便性、コミュニティ、ユニバーサルデザイン、DX化
社会性	社会責任、社会革新、社会貢献活動、社会的課題
環境保全性	環境負荷低減、省エネルギー、周辺環境保全、SDGs達成
経済性	費用対効果、経験効果、耐久性、コスト削減

### ➤ 施設集客・利用率の向上

事業の周知を効果的に行う。具体的にはポスターを公共施設やコンビニエンスストアなどの民間施設に掲示したりチラシを効果的に配布したりするほか、県内の文化施設へも同様に展開する。

また、SNSやケーブルテレビを用いた周知や新聞折込チラシ、地域誌への掲載なども組み合わせることで効果的に宣伝を図り催しへの集客や施設の利用率向上を目指す。

### ➤ 職員の専門性を高めアイデアやノウハウが発揮した多彩な事業の展開を図る

### ➤ 自主事業は町民に質の高い文化に触れる機会を提供すると同時に、会館・公園の運営に寄与するように収益性を考慮した事業に取り組む

### ➤ これからの時代を見据えたデジタル分野でのデジタルアート等の新たな取り組みと、子育て世代から年配層まで幅広くより気軽に楽しく芸術・文化活動を体験できる新たな取り組みを目指す

### ➤ 中長期的に必要な施設として

・老朽化状況の把握・施設の課題の整理・優先順位の考え方

これらを効率的かつ、サービス水準の維持にも十分配慮した計画に取り組む



## 【四万十公社の管理運営】

公益財団法人として法令及び定款を遵守し、四万十公社の文化及び芸術の振興を目的とする事業及び町民の生活に不可欠な放送、通信等の安定供給の確保を目的とする事業の運営を遺漏なく進める。

更なるコンプライアンス意識の向上、厳格な情報管理に向けて、組織をあげて強力に取り組むとともに、高い倫理意識と社会的良識を持って業務に取り組む。

また、法人運営全般にわたり適正な業務執行を実施する。人材については、中長期的に重点を置く技術分野や技術継承を見据えた採用を進めるとともに、各種研修や人事交流を通じて育成を行う。

### 1. 人材・組織

四万十公社の最大の資源は人材である。経営管理、施設管理、財務経理、広報・プロモーション、調査研究といった多様な職務を担う職員が四万十公社を支えている。

また、各事業において専門的なノウハウを蓄積し多彩なコンテンツ提供や芸術文化の振興に貢献してきた。具体的な分野として「映像クリエイター」「ドローンオペレーター」「舞台制作」「舞台技術」「施設技術」「通信技術」などがあり、今後も各事業においてノウハウを蓄積し続ける。そして、培った能力は町内のみならず県内外で発揮し、これからも全国で通用する人材を育成する。

四万十公社は複雑化する社会的課題に立ち向かい、一層四万十町に貢献する組織を目指す。そのためには、組織の枠にとらわれない現場発想の企画立案や町民への提言が必要であると考えます。

そこで、これまで以上に職員の技能を高め、その能力を発揮できる職場環境の整備のため以下の取り組みを進めていく。

- ・ 職員の専門性や働く意欲を高めるため、人材育成
- ・ ヒヤリ・ハット活動等の業務の安全確保
- ・ 多様な職務を担う職員に適した働きやすい職場環境の整備
- ・ 所属や年齢を超えた職員のつながり強化
- ・ 専門的なノウハウの次世代への継承

## **2. 人事労務管理・給与・人材育成・福利厚生**

---

人事・給与の諸規則に基づき、給与・福利厚生事務等を適切に実施する。また、事業規模に応じた適切な人員配置を行うため、職員採用試験や昇任試験等を着実に実施する。

そして、職員の健康管理を図るため、インフルエンザ予防接種費用等の支援を行う。さらに、業務効率化や職員能力向上を図るため、各種研修の受講実施や資格取得支援、コンプライアンス強化のため公社組織に即したコンプライアンス研修や、ヒヤリ・ハット事例集の活用を強化する。

## **3. 予算・決算・財務・経理・契約**

---

事業計画及び予算、実績報告書及び決算報告書を作成する。

公益法人会計基準に則った会計処理、関係諸法令に則った契約事務や、職員の会計処理、契約事務能力向上のための指導及び研修を実施する。

## **4. 総務・庶務・文書**

---

一般事務、セキュリティ対策等法人運営全般に関する各種必要な業務を行う。また、公社事業全般を検証し、業務の効率化を図るための検討を行う。公社内システムネットワークのセキュリティレベルの向上を図る。

理事会・評議員会等の会議体を適切に開催する。規程・規則・要綱等の制定・改廃を適宜行う。その他、法人運営全般に関し、必要な業務を行う。

公社ホームページにより公社情報の公開及び各種の情報の提供を行う。